

8-2-7 職業倫理・コンプライアンス委員会

1. 主な活動の記録

職業倫理・コンプライアンス委員会は、令和元年度に新たに編成された委員会であり、その主な活動は以下に示すとおりである。

(1) 協会内の職業倫理・コンプライアンス普及等体制の再確立

委員会の活動目的に、令和元年度に改定された倫理綱領の普及・啓蒙が柱に据えられたこと等を踏まえ、それまで職業倫理とコンプライアンスの両領域を専門委員会で細分化して活動していた経緯を改め、全体として一つの委員会として活動する体制を再確立した。

(2) 倫理規範・行動計画の検討

従前から存在した「建設コンサルタント技術者の倫理」ならびに「建設コンサルタントにおける独占禁止法等遵守のための行動計画」（その後の一部の名称変更あり）について、年月を経て陳腐化しつつあったので、令和元年度に改定された「倫理綱領」と整合させた、「建設コンサルタントの倫理」ならびに「会員企業の行動計画」として新規に制定することについて検討した。

(3) 啓蒙活動の実施

独占禁止法遵守マニュアル（第7版）を改定・発行した。また、行動計画実施状況調査、独禁法制裁措置動向調査等の啓蒙活動を継続的に実施した。

なお、本部主催独占禁止法講習会については令和2年度の開催を見送った。

(4) 年次レポートの作成

令和元年度職業倫理・コンプライアンス年次レポートを作成し、9月の常任委員会に報告した。

(5) 委員会の開催

職業倫理・コンプライアンス委員会では、重要テーマを抱えていたため、集合会議形式による委員会活動を重視した。令和2年度には集合会議形式による委員会を5回開催した。

a) 集合会議形式による委員会を、令和2年10月/令和2年11月/令和2年12月/令和3年1月/令和3年3月の、計5回開催した。

b) 計5回の委員会の全てにおいて、「倫理規範・行動計画」について検討した。最終的には、「建設コンサルタントの倫理」ならびに「会員企業の行動計画」として新規に制定することを方向付けた。

c) 計5回の委員会において、「独占禁止法遵守マニュアル（第7版）の改定・発行」、「行動計画実施状況調査」、「独禁法制裁措置動向調査」、「令和元年度職業倫理・コンプライアンス年次レポートの作成」等について順次並行して実施した。

(6) 今後の予定

令和元年度の委員会年次レポートは、令和3年7月の常任委員会に報告する予定である。

2. 次年度の活動について

(1) 「建設コンサルタントの倫理」ならびに「会員企業の行動計画」の制定

年月を経て陳腐化しつつあった「建設コンサルタント技術者の倫理」ならびに「建設コンサルタントにおける独占禁止法等遵守のための行動計画」（その後の一部の名称変更あり）について、「建設コンサルタントの倫理」ならびに「会員企業の行動計画」として新規に制定する。本件に関しては上位の部会・委員会等に説明するとともに、意見照会等を経た制定を目指す。

(2) 啓蒙活動の実施

行動計画実施状況調査、本部主催独占禁止法講習会の開催、独禁法制裁措置動向調査等を継続的に実施し、啓蒙活動を推進する。

(3) 年次レポートの作成

職業倫理・コンプライアンス遵守状況等をモニタリングし、年次レポートに取り纏める。
(職業倫理・コンプライアンス委員会委員長
西村 秀和)